

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第16弾）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、神奈川県（以下「県」という。）が令和4年1月19日に行った時間短縮営業等の要請（令和4年1月21日から2月13日まで。以下「要請」という。）に協力する飲食店等に対して、予算の範囲内で新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第16弾）（以下「協力金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「飲食店等」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による飲食店営業の許可又は改正前の食品衛生法第52条第1項の規定による喫茶店営業の許可を受けて営業を行う施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。
 - ア テイクアウト専門店
 - イ デリバリー専門店
 - ウ 自動販売機（自動販売機内に設置された給湯装置等を使用して調理が行われるものなど）コーナー
 - エ イートインスペースのあるスーパー及びコンビニエンスストア
 - オ キッチンカー
 - カ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条第11号の規定による遊興施設で、ネットカフェ、マンガ喫茶その他の宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設
 - キ ホテル及び旅館の客室
 - ク その他知事が別に定める施設
- (2) 「マスク飲食実施店認証店」とは、神奈川県マスク飲食実施店認証制度実施要綱第5条第2項に基づき、マスク飲食実施店の認証を受けた店舗（現地確認を終えた店舗を含む。）をいい、「非認証店」とは、マスク飲食実施店認証店以外の店舗をいう。
- (3) 「マスク飲食実施店認証書」とは、神奈川県マスク飲食実施店認証制度実施要綱第5条第3項に基づき、マスク飲食実施店の認証をした店舗に対して、県が交付する認証書をいい、「マスク飲食実施店認証制度現地確認済書」とは、現地確認を終えた店舗に対して、県が交付する確認済書をいう。
- (4) 「感染防止対策取組書」とは、飲食店等が県に登録することにより、業種ごとに定められた感染対策のガイドライン等に沿った対策を実施していることを一覧で示すことができる取組書をいう。また、「感染防止対策に係るステッカー」とは、各市町村が作成し、飲食店等が感染防止対策の取組を

実施していることがわかるステッカーをいう。

- (5) 「時間短縮営業等」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項等に基づく要請に応じて、対象施設で行う次に掲げる営業又は休業（要請Aを除く。）をいう。ただし、要請内容に変更が生じた場合には、変更後の内容に従うものとする。

ア マスク飲食実施店認証店

(ア) 要請A

通常21時を過ぎて翌朝5時に至るまで営業を行っていた飲食店等において、朝5時から21時までに営業時間を短縮し、1テーブル4人以内に限り（披露宴会場など慶弔行事に使用する会場で、対象者に対する全員検査を当日中に行い、利用者全員の検査結果の陰性を確認した場合を除く。）、酒類を提供する場合は、その提供時間を11時から20時までとする営業（21時を過ぎて翌朝5時に至るまで、テイクアウトや宅配サービスに切り替え、店内での飲食を伴わない営業を含む。）

(イ) 要請B

通常20時を過ぎて翌朝5時に至るまで営業を行っていた飲食店等において、朝5時から20時までに営業時間を短縮し、1テーブル4人以内に限り（披露宴会場など慶弔行事に使用する会場で、対象者に対する全員検査を当日中に行い、利用者全員の検査結果の陰性を確認した場合を除く。）、酒類の提供（酒類の持込を含む。）を終日停止とする営業（20時を過ぎて翌朝5時に至るまで、テイクアウトや宅配サービスに切り替え、店内での飲食を伴わない営業を含む。）

イ 非認証店

(ア) 要請C

通常20時を過ぎて翌朝5時に至るまで営業を行っていた飲食店等において、朝5時から20時までに営業時間を短縮し、1テーブル4人以内に限り、酒類の提供（酒類の持込を含む。）を終日停止とする営業（20時を過ぎて翌朝5時に至るまで、テイクアウトや宅配サービスに切り替え、店内での飲食を伴わない営業を含む。）

- (6) 「対象施設」とは、要請の対象となった飲食店等をいう。

（要請内容の選択等）

第3条 マスク飲食実施店認証店は、要請に従って時間短縮営業を開始する前に、要請A又は要請Bを選択するものとする。

- 2 マスク飲食実施店認証店は、営業上必要なときは、期間の途中で要請Aから要請B又は要請Bから要請Aに変更することができる。ただし、変更した場合は、全期間要請Aの協力金交付額を適用するものとする。

（交付対象者）

第4条 協力金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 対象施設を適法に営業し、営業許可証に記載されている事業者であること。
- (2) 県の要請に協力し、対象施設で要請期間最終日（要請期間最終日より前に廃業した場合にあっては、廃業届出書に記載した廃業のあった日とし、要請期間最終日より前に非認証店がマスク飲食実施店認証店となり対象施設に該当しなくなった場合にあっては、マスク飲食実施店認証店の認証日の前日とする。）まで時間短縮営業等を継続したこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 神奈川県指名停止等措置要領に基づき指名停止措置を受けた者の場合は、当該指名停止措置の期間を経過していること。
- (5) 協力金に係る時間短縮営業等実施期間内に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (6) マスク飲食実施店認証店においてはマスク飲食実施店認証書又はマスク飲食実施店認証制度現地確認済書、非認証店においては感染防止対策取組書又は感染防止対策に係るステッカーのいずれかを対象施設に掲示していること。ただし、要請期間の全期間を休業している施設は除く。
- (7) マスク飲食の推奨の案内を対象施設に掲示していること。ただし、要請期間の全期間を休業している施設は除く。

（交付額の算定方法等）

第5条 交付対象者に交付する協力金の額は、対象施設ごとに、知事が別に定める方式で算定した額を合算した額とする。ただし、県が神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還を命じた場合はその金額を控除した額とする。

（申請時の提出書類等）

第6条 協力金の交付の申請をしようとする事業者は、次の各号に掲げる書類を令和4年4月15日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 協力金（第16弾）交付申請書（様式1又は様式2）（様式1、様式2のいずれを提出するかについては、知事が別に定めるものとする。）
- (2) 本人確認書面の写し（個人事業主のみ）
- (3) 協力金の振込先の通帳（表紙を1ページめくった中表紙の見開き）等の写し
- (4) 許可期限が要請期間最終日以降である飲食店又は喫茶店営業の許可証の写し（対象施設ごと）
- (5) 通常の営業時間がわかる書面（対象施設ごと）
ただし、次号の時間短縮営業等を実施したことがわかる書面に通常の営業時間の記載がある場合については、提出を要しないものとする。
- (6) 対象施設において、時間短縮営業等を実施したことがわかる書面（対象施設ごと）
- (7) マスク飲食実施店認証店においてはマスク飲食実施店認証書又はマスク飲食実施店認証制度現地確認済書、非認証店においては感染防止対策取

組書又は感染防止対策に係るステッカーを対象施設の入口付近に掲示をしたことがわかる書面（対象施設ごと）

ただし、時間短縮営業等を行った対象施設のうち、要請期間中にマスク飲食実施店の認証を受けた対象施設については、マスク飲食実施店認証書又はマスク飲食実施店認証制度現地確認済書及び感染防止対策取組書又は感染防止対策に係るステッカーを対象施設の入口付近に掲示したことがわかる書面の提出を要し、要請の全期間を休業した対象施設については、提出を要しないものとする。

- (8) 1テーブル4人以内に限ることを掲示したことがわかる書面。あわせて、時間短縮営業等を行った対象施設のうち、披露宴会場など慶弔行事に使用する会場で、対象者に対する全員検査を当日中に行い利用者全員の検査結果の陰性を確認して1テーブル5人以上とした場合については、その旨の案内を掲示した写真等（対象施設ごと）。

ただし、要請の全期間を休業した対象施設については、提出を要しないものとする。

- (9) 飲食部門の売上高や協力金の交付申請額を確認できる書類
(10) その他知事が必要と認めた書類

（協力金の交付）

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、協力金を交付すべきと認めたときは、協力金を交付するものとする。

2 協力金の交付は、口座振込により行う。

（協力金の返還等）

第8条 知事は、協力金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたとき。
(2) 協力金交付申請に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
(3) 申請書記載の誓約事項に違反したとき。
(4) その他要綱の規定に違反したとき。

2 知事は、協力金の交付を受けた者が前項の規定により協力金の全部又は一部の返還等を命ぜられ、協力金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、交付すべき神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金があるときは、その交付を一時停止し、又は当該協力金と未納付額とを相殺することができる。

（違約金の徴収）

第9条 知事は、協力金の交付を受けた者が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、返還金とともに、交付した協力金と同額の違約金の支払いを求めることができる。

(報告及び調査)

第10条 知事は、協力金の適正な交付のため、必要に応じて事業者から報告を求め、又は調査をすることができる。

(暴力団の排除)

第11条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付の対象としない。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員（以下「代表者等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団に属している場合
 - (2) 代表者等が法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
 - (3) 法第2条第2項に規定する暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画している場合
- 2 知事は、申請しようとする事業者又は協力金の交付を受けた者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、協力金の交付を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、協力金の返還及び違約金の支払いを求めることができる。
- 4 前項の規定に関しては、第8条及び第9条を準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月14日から施行する。